

## 令和 8 年度 第 1 回宇部市公文書等管理委員会 会議の概要

日 時：令和 8 年 7 月 24 日（金） 15 時 45 分～16 時 50 分

場 所：宇部市役所 本庁舎棟 3 階 入札室

出席者：＜委員＞3 名、＜事務局＞4 名、＜傍聴者＞1 名

### 【1 委員長、職務代理の選出】

### 【2 公文書の歴史的価値を有する期間及び

歴史公文書の保存・管理に関する指針の改正（案）について】

#### （事務局）

宇部市における公文書の歴史的価値を有する期間について、国や山口県等の事例に準拠し、日本の主権回復（サンフランシスコ平和条約発効）にあたる「昭和 27 年度（1952 年度）以前」を基準とし、昭和 27 年度以前に作成・取得された公文書は、全て一律に保存（移管）する。これにより、戦後初期の重要な行政記録の逸失を防ぐとともに、現場での判断のばらつきを防止する。

なお、昭和 28 年度以降の文書は、従来通り内容によって歴史的価値を選別する。

また、公文書の歴史的価値を有する期間の基準を設定することに伴い、「歴史公文書の保存・管理に関する指針」の選別基準に、『昭和 27 年度までに作成・取得された公文書』という項目を追加する。

（意見、質疑はなし）

採決の結果、基準及び指針の改正（案）は全会一致で承認された。

### 【3 令和 7 年度選別簿冊の結果報告】

#### （事務局）

令和 7 年度は、令和 7 年度末に保存期間が 30 年を迎える 1995 年度に作成・取得した簿冊について、特定歴史公文書として保存するのか、常用文書として保存期間を延長するのか、又は廃棄とするのかを選別した。最終的な選別結果は、特定歴史公文書とした簿冊は 113 冊、延長とした簿冊は 231 冊、廃棄とした簿冊は 118 冊となった。

また、1994 年度以前に作成・取得された簿冊で、一旦、特定歴史公文書とした文書のうち、廃棄するとした簿冊、及び保存期間を 1 年延長し、令和 7 年度に保存期間が満了した文書で廃棄するとした簿冊の合計 1,482 冊について選別を行った。最終的な選別結果は、特定歴史公文書とした簿冊は 7 冊、延長とした簿冊は 53 冊、廃棄とした簿冊は 1,422 冊となった。

その結果、令和 8 年 4 月 1 日時点の特定歴史公文書は 1,326 冊となった。

(意見、質疑はなし)

#### 【4 廃棄予定簿冊の歴史公文書等妥当性について】

##### (事務局)

今回、委員会で意見を伺いたい簿冊は、令和 8 年度末に保存期間 30 年を迎える 1996 年度に作成・取得した簿冊のうち、廃棄予定とした 145 冊である。選別については、所管課が選別基準に照らし合わせ、特定歴史公文書として保存するか、常用文書として延長するか、又は廃棄するかを選別し、その後に総務課にて確認を行ったものであり、配付している廃棄簿冊リストは、選別基準に照らし合わせ、特定歴史公文書に該当しないと判断し、廃棄するとした簿冊のリストである。

この廃棄簿冊リストにおいて、廃棄せず特定歴史公文書として保存すべきものについてご意見をいただきたい。ご意見をいただいた簿冊については、廃棄するか保存するか再検討し、次回の委員会で報告する。

※審議内容については非公開

#### 【5 今後のスケジュールについて】

##### (事務局)

宇部市公文書等管理委員会における今後のスケジュールについて、次回の第 2 回委員会では、今回の委員会において、保存すべきとご意見をいただいた簿冊について所管課と再検討し、結果を報告する予定。また、令和 7 年度に保存期間を 1 年延長した文書の廃棄について、追加で意見を聴取する予定。

第 3 回委員会では、第 2 回委員会でご意見をいただいた廃棄予定簿冊の検討結果を報告する予定。

(意見、質疑はなし)